

監 査 報 告 書

平 成 28 年 2 月

兵 庫 県 監 査 委 員

兵監委報第2号

平成28年2月17日

兵庫県知事 井戸敏三様

兵庫県監査委員

印

小西隆紀 (印)

藤川泰延 (印)

山本亮三 (印)

松本隆弘 (印)

監査の結果について

地方自治法第199条第9項の規定により、兵庫県警察の捜査費に係る監査の結果を別添の
おり提出します。

— 目 次 —

第1 監 査 の 実 施	1
1 監 査 の 目 的	1
2 監 査 の 対 象	1
3 捜 査 費 の 概 要	2
4 捜 査 費 の 執 行 方 法	2
5 監 査 の 実 施 方 法	4
6 監査実施課署の執行額等	4
第2 監 査 の 結 果	5
1 指 摘 事 項	5
2 事務処理上の不備	6
3 不正受給事案のあらまし	6
第3 意 見	8
別図 捜査費に係る手続の基本的な流れ	10

第1 監査の実施

1 監査の目的

警察職員による捜査費の不正受給事案が発生したことから、警察本部の課及び警察署における捜査費に係る事務の執行が適正に行われているかを検証するため、監査を実施することとした。

今年度から3年間で、捜査費を取り扱う全68課署の監査を実施（毎年3分の1程度を対象として実施）することとし、特に今年度については、定期監査が既に終了しており、急を要することから、地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、随時監査を実施した。来年度以降については、定期監査の中で、捜査費を重点的に監査する。

2 監査の対象

捜査費を取り扱う全68課署（警察本部19課、警察署49署）のうち、次表に掲げる22の警察本部の課及び警察署（警察本部6課、警察署16署）において、平成26年度に執行された県費の捜査費を監査の対象とし（必要に応じ5年遡及）、次表の予備監査の結果を踏まえて、平成28年2月1日に兵庫県警察（以下「県警」という。）に対する監査を実施した。

監査実施課署名		予備監査実施日
警察本部	刑事企画課	平成28年1月15日
	捜査第一課	平成28年1月15日
	捜査第二課	平成28年1月15日
	組織犯罪対策課	平成28年1月15日
	少年捜査課	平成28年1月15日
	生活安全特別捜査隊	平成28年1月15日
計	6課	
警察署	灘警察署	平成28年1月7日
	葺合警察署	平成28年1月7日
	須磨警察署	平成28年1月7日
	垂水警察署	平成28年1月7日
	神戸北警察署	平成28年1月8日
	西宮警察署	平成28年1月14日
	甲子園警察署	平成28年1月8日
	尼崎南警察署	平成28年1月8日
	尼崎東警察署	平成28年1月8日
	尼崎北警察署	平成28年1月7日
伊丹警察署	平成28年1月8日	

	川西警察署	平成28年1月7日
	宝塚警察署	平成28年1月7日
	三田警察署	平成28年1月8日
	姫路警察署	平成28年1月8日
	網干警察署	平成28年1月14日
計	16署	
合計	22課署	

上記のほか、平成27年12月22日に警察本部会計課から捜査費執行の概要を聴取した。

3 捜査費の概要

捜査費は、犯罪の捜査等に従事する職員の活動のための諸経費及び捜査等に関する情報提供者、協力者等に交付する諸経費である。その使途の例としては、捜査対象者に関する聞き込み、張込み、尾行等に伴う交通費、有料施設への入場料、車両等の借り上げ費、連絡のための通信費等のほか、情報提供者等との接触に必要な経費や謝礼が挙げられる。

捜査費は、原則として都道府県が支弁することとされているが、国政選挙に関する犯罪、薬物犯罪、複数の都道府県の地域に関係する重要犯罪等、一部の犯罪の捜査等に要する捜査費は、国庫が支弁することとされている（国庫支弁の捜査費は監査の対象外）。

地方公共団体の会計は、原則、口座振込により行われているところであるが、捜査費はその性質上特に緊急を要し又は秘密を要するため、正規の支出手続によっては警察活動上支障を来す場合に使用できる経費として、例外的に現金経理が認められている。

本県予算科目においては、第9款「警察費」、第2項「警察活動費」、第2目「刑事警察費」に計上されており、平成26年度においては、67課署で79,453,536円が執行されている（小野警察署は平成27年11月2日開設のため除く。）。

4 捜査費の執行方法

県警における捜査費の支出手続等については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）その他の関係法令等及び「捜査費経理の手引き」（以下「手引き」という。）によって定められており、その概要は次のとおりである。

- (1) 「取扱者」（警察本部の課長、警察署の署長等）が各所属の必要額を判断して、「取扱責任者」（警察本部長）に対し、捜査費要求書により必要額を要求する。取扱責任者は、要求に基づき各取扱者への交付額を決定し、支出手続の指示を行う。
- (2) 支出決定がなされた後に、必要な資金が資金前受者（警察本部会計課長）の口座に振り込まれ、資金前受者は取扱者に交付する。
- (3) 交付された現金は、「取扱者の補助者」（警察本部の次席、警察署の副署長等）により

管理され、「一般捜査費」と「捜査諸雑費」という経費の分類によって、それぞれ異なった方法により執行される。

- (4) 「一般捜査費」は、捜査員から交付申請があった場合、取扱者がその必要性等を検討して決裁し、捜査員に交付する。その基本的な手続の流れは、おおむね以下のとおりである。

ア 捜査員は、執行の必要がある都度、取扱者に対面して捜査費の交付を申請する。

イ 取扱者は、その必要性等を検討し、決裁の上、取扱者の補助者が捜査員に現金を交付する。

ウ 捜査員は、捜査費を執行後速やかに、取扱者に対面して報告するとともに、支払精算書を提出し、取扱者の補助者に対して捜査費を精算する。支払精算書には、原則として支払の相手方本人名義の領収書を添付するが、領収書を徴取できなかった場合は、支払報告書を添付する。取扱者は、その執行内容を確認する。

- (5) 「捜査諸雑費」は、捜査員が機動的に捜査を行うことができるよう、あらかじめ月初めに「中間交付者」（警察本部の課長補佐、警察署の課長等）を経由して、各捜査員に一定の金額が交付されるものであり、捜査員の判断により決裁を受けることなく執行することができる。その基本的な手続の流れは、おおむね以下のとおりである。

ア 中間交付者は、毎月、翌月分の捜査諸雑費について取扱者に交付の申請をし、取扱者は、その必要性等を検討し、決裁の上、取扱者の補助者が中間交付者に現金を交付する。

イ 中間交付者は、取扱者から現金を受領したときは、速やかに捜査員に交付するとともに、捜査諸雑費交付書兼支払精算書に交付状況を記載する。

ウ 捜査員は、月初めに一定額の捜査諸雑費を中間交付者から受領し、受領した現金を管理するとともに、1件当たりおおむね3,000円の範囲内で捜査員の判断で執行する。

エ 捜査員は、執行後、執行日ごとに捜査諸雑費支払伝票を作成し、領収書を添付して（執行に当たっては、原則として相手方から領収書を徴する。領収書を徴することができなかった場合は、捜査諸雑費支払伝票にその状況を記載する。）、速やかにこれを中間交付者に提出し、その執行内容を対面して報告する。中間交付者は、その執行内容を確認する。

オ 捜査員は、毎月末に中間交付者に対し捜査諸雑費を精算する。

カ 中間交付者は、毎月末、捜査諸雑費交付書兼支払精算書に支払精算状況を記載して捜査員から提出のあった捜査諸雑費支払伝票及び領収書とともに取扱者に提出し、取扱者の補助者に対して捜査費を精算する。

(以上につき、別図「捜査費に係る手続の基本的な流れ」参照)

5 監査の実施方法

監査実施方法としては、

- (1) 捜査費の執行が手引きに定める要件、手続どおりに執行されているか
- (2) 内部牽制は機能しているか
- (3) 捜査費の出納保管は適正か

等について、事前質問項目の確認、捜査費の執行を確認・点検する職員（取扱者、取扱者の補助者、中間交付者）及び捜査費を執行する職員（捜査員）への聴取、捜査諸雑費支払伝票・領収書等の証拠書類の確認、現金出納簿・旅行命令簿・車両日誌等関係書類との照合、現金実査等を総合的に実施した。

なお、捜査に関する書類については、捜査上の秘密を理由に、確認することができなかった。

6 監査実施課署の執行額等

(1) 執行額及び抽出額

(平成26年度)

区分	県警全体		今回監査実施				
	取扱課署	年間執行額	監査実施課署	年間執行額	県警全体に対する割合	抽出額	抽出割合
警察本部	19課	48,562,976円	6課	13,757,715円	28.3%	5,614,642円	40.8%
警察署	48署	30,890,560	16署	15,159,202	49.1	8,632,685	56.9
合計	67課署	79,453,536	22課署	28,916,917	36.4	14,247,327	49.3

- (注) 1 「県警全体に対する割合」は、監査実施課署における年間執行額の県警全体の年間執行額に対する割合である。
- 2 「抽出額」は監査実施課署において実際に抽出調査した執行額の合計額、「抽出割合」は「抽出額」の監査実施課署の年間執行額に対する割合である。
- 3 小野警察署は、平成27年11月2日開設のため捜査費取扱課署から除いた。

(2) 抽出件数及び用途別状況

ア 平成26年度分

区分	領収書	抽出件数・抽出額		用途別状況						
				携帯電話料金	施設・物品借上げ	物品購入	謝礼・手土産	遊技代	交通費	その他
一般捜査費	あり	件数	381	1	99	38	93	0	17	133
		金額(円)	5,265,978	723	2,128,199	268,253	1,158,313	0	65,840	1,644,650
	なし	件数	43	0	0	1	26	1	0	15
		金額(円)	630,771	0	0	20,628	417,600	39,000	0	153,543

捜査諸 雑費	あり	件数	6,192	2,060	31	237	991	0	2,589	284
		金額 (円)	7,817,870	3,518,748	16,049	314,402	2,276,661	0	1,319,840	372,170
	なし	件数	638	0	0	3	3	124	475	33
		金額 (円)	532,708	0	0	2,608	7,000	320,800	176,440	25,860
合計	件数	7,254	2,061	130	279	1,113	125	3,081	465	
	金額 (円)	14,247,327	3,519,471	2,144,248	605,891	3,859,574	359,800	1,562,120	2,196,223	

(注) その他の中には、捜査協力者等との接触の際の飲食費等がある。

イ 平成25年度以前分

抽出件数 ・抽出額		使途別状況						
		携帯電話 料 金	施設・物品 借 上 げ	物品購入	謝礼・ 手土産	遊技代	交通費	その他
件数	603	166	1	5	29	325	68	9
金額 (円)	1,038,179	286,003	8,759	8,612	83,155	611,200	27,810	12,640

(注) 警察本部少年捜査課及び宝塚警察署の平成25年度以前における元警部補A在籍期間中の執行について、実際に抽出調査した件数及び執行額を記載した。

第2 監査の結果

1 指摘事項

警察本部少年捜査課及び宝塚警察署において、職員による捜査費の不正受給が396件、794,964円発生した。

不正防止のため、捜査費の執行に関する確認・点検の徹底など再発防止に向けた改善策を講じられたい。

課署名	不正受給期間	人数	件数	不正受給額 (返還額)	遅延損害金	合計
少年捜査課	平成21年4月～25年9月	人 11	件 316	円 594,100	円 127,027	円 721,127
宝塚警察署	平成26年5月～10月	5	80	200,864	13,694	214,558
合計		(15) 16	396	794,964	140,721	935,685

(注) 人数の合計欄に実人員を（ ）書きした。

2 事務処理上の不備

警察本部少年捜査課及び宝塚警察署を除く20課署においては、精算額が過少となっていたものや領収書を紛失したものなどの事務処理上の不備が19件あったものの、抽出調査した範囲においては、不正を疑わせる執行は見受けられなかった。

事務処理に当たり注意されたい。

- | | |
|-----------------------------|-----|
| (1) 精算額が過少となっていたもの | 1件 |
| (2) 捜査諸雑費支払伝票、領収書等に不備があったもの | 18件 |

3 不正受給事案のあらまし

(1) 事案の概要及び要因

ア 本事案は、警察本部少年捜査課及び宝塚警察署において、元警部補Aが部下を巻き込んで、領収書を徴取できない遊技代を捜査対象者の行動確認のために使用したとする架空の内容を記載した捜査諸雑費支払伝票を中間交付者に提出して、捜査諸雑費を不正に受給したものである。

なお、不正受給された捜査諸雑費は、関係した職員全員から、平成27年12月7日に年5パーセントの遅延損害金を加算して返還されている。

イ 手引きに基づき捜査諸雑費の執行状況に係る中間交付者による確認や取扱者又は取扱者の補助者による点検は実施されていたが、書面及び対面による確認が形式的で、実効性のある確認・点検がなされていなかったことが、このような事案が発生した要因である。

その背景として、次のようなことが考えられる。

- (ア) 手引きには、中間交付者は捜査諸雑費の執行内容の確認を、取扱者は中間交付者が捜査諸雑費の執行内容の確認を適切に行っているか点検をするよう定められているが、これらの確認や点検の対象、方法等については定められておらず、これにより、各課署ごとの取扱いの違いが生じるだけでなく、本事案において確認や点検が捜査内容に具体的に立ち入らない形骸化したものとなっていた（ただし、この点については、事案判明後の平成27年12月11日付けで発出した警察本部総務部長通達「捜査費の適正な執行の確保の再徹底について」（以下「総務部長通達」という。）において明確化されている。）。
- (イ) Aは少年犯罪の捜査技能に秀でた者が指定される生活安全伝承官であり、事件処理能力の面では優秀で実績を上げていたことから、中間交付者、取扱者及び取扱者の補助者ともに、Aら関係捜査員の捜査状況や捜査費執行の必要性・妥当性について、十分な把握をしていなかった。
- (ロ) 捜査諸雑費支払伝票は、手引きに従い、執行後速やかに中間交付者に提出しなければならないところ、Aら関係捜査員は1か月分をまとめて提出するなどしていた

ため、中間交付者による執行状況の確認が十分に機能しなかった。

- (e) 警察本部各課の庶務係や各警察署会計課での会計上のチェック、警察本部会計課による監査が行われていたが、Aの主導により、必要書類は整った形で提出されており、関係捜査員間でも記載内容が整合していたため、捜査内容に立ち入った確認、監査等ができないこれら会計上の事務的なチェックや監査では、不正を発見することが困難であった。
- (f) Aら関係捜査員の規範意識の欠如に加え、不正を命じられても断ることができない風通しの悪い職場環境が一部で存在していた。

(2) 県警における再発防止策

上記の不正受給事案後、県警においては、次のような再発防止策がとられた。

ア 共通事項

平成27年12月11日付けで総務部長通達を発出し、次のとおり再発防止策を講じることとした。

(ア) 各課署における指導教養の実施

各課署において、捜査費経理の手續及び公金を取り扱うことの責任の重要性について指導教養を再徹底する。

(イ) 所属幹部による捜査員等の身上把握の徹底

所属幹部は、金銭問題等の身上把握を徹底するとともに、必要に応じ、捜査費の執行を伴わない捜査に従事させる等の措置を講じる。

(ロ) 業務管理の徹底

所属長は、捜査について業務管理を徹底し、次の事項に留意しつつ、捜査費執行の必要性・妥当性を厳格に判断する。

a 一般捜査費に係る確認

取扱者は、申請及び精算に係る決裁を捜査員と対面した上でを行い、特に領収書等の添付ができない場合は、その状況を具体的に説明させ、捜査状況との整合性や相勤者等からの確認を行うこと。

b 捜査諸雑費に係る確認

捜査員は、執行後速やかに捜査諸雑費支払伝票を作成し、中間交付者に提出して報告すること。中間交付者は、当該提出及び報告を捜査員と対面した上で受け、特に領収書等の添付ができない場合は、その状況を具体的に説明させ、捜査状況との整合性や相勤者等からの確認を行うこと。

c 取扱者による点検

取扱者は、捜査諸雑費の経理を中間交付者に任せきりにすることなく、必要に応じ、捜査員に直接状況を説明させるなど定期的に点検すること。

イ 不正受給事案発生課署における独自の取組

不正受給事案の発生した警察本部少年捜査課及び宝塚警察署においては、上記アに加え、事案発覚後、以下のような独自の取組を実施していた。

- (ア) 中間交付者は、捜査費等支払状況一覧表（独自様式）を作成し、毎週実施の幹部（課長）連絡会において、直近1週間の捜査諸雑費の執行状況について、取扱者に全件報告する。併せて、携帯電話を使用した捜査員は、携帯電話架電先一覧表（独自様式）を作成する。（宝塚警察署）
- (イ) 捜査諸雑費を執行した捜査員は、当日の業務日誌に捜査費執行の旨を朱書きで記入する。中間交付者はこれを確認の上、捜査諸雑費支払伝票の速やかな提出を徹底させる。（宝塚警察署）
- (ロ) 捜査員は、捜査諸雑費の執行に当たっては、一般捜査費と同様に、中間交付者に事前相談する。（宝塚警察署）
- (ハ) 取扱者及び取扱者の補助者が、精算時の点検以外に、月に2～3回抜き打ちで、捜査諸雑費の執行状況について、捜査諸雑費支払伝票の確認又は聞き取りを行う。（宝塚警察署）
- (ニ) 身上把握の一環として、課長及び次席が、職員の個別面談を実施しパワーハラスメントの有無や職場の人間関係について聴取するとともに、転入職員については、非違事案防止について自ら考えるところを書面報告させ、適正業務、職務倫理等についての認識と自覚を深めさせる。（少年捜査課）

第3 意見

- 1 このたび、県警の複数の職員による捜査諸雑費の不正受給事案が発生したことは、誠に遺憾である。

一部の職員の非行が、県警のみならず県政全体の信用・信頼を損ねるということを認識のうえ、すべての職員が「全体の奉仕者」としての公務員の立場を十分認識し、法令遵守の意識を一層高めて自己の行動を厳しく律すること、特に、捜査費の執行に関わる職員にあっては、公金である捜査費を適正に取り扱う責任を負うことを十分に認識されるよう、再徹底されたい。

また、本事案においては、手引きに定める捜査費経理の手続が形骸化していたことが、不正を発見・防止できなかった大きな要因である。日々の業務に当たっては、捜査費の執行に関わる職員のみならず、すべての職員が常に基本をおろそかにすることなく、原点に立ち返って手続を確実に実施し、捜査費をはじめとする事務の適正な執行を確保されたい。

- 2 また、県警においては、不正の再発防止策として総務部長通達が発出されているところであるが、その確実な実施に加えて、新たに事務改善策を提示する。関係各課署において

は、必要に応じて適宜選択のうえ実施を検討されたい。

(1) 確認・点検の方法の手引きでの明確化

中間交付者が行う捜査諸雑費の執行内容の確認、取扱者が行う中間交付者が捜査諸雑費の執行内容の確認を適切に行っているかの点検を確実かつ的確に実施するため、総務部長通達に定められた方法を手引きに掲載し明確化する。

(2) 捜査費の特異な執行の早期発見

各課署の中間交付者、取扱者及び取扱者の補助者は、捜査費の特定捜査員への集中、急増急減、検挙実績との不均衡等捜査費の特異な執行の早期発見に努めるとともに、発見した場合には、確認・点検を重点的に実施し、支出の適正性を検証する。併せて、警察本部会計課においても、全課署の捜査費の動きに常時注意を払う。

(3) 警察本部各部の捜査費等指導担当官との連携

所属以外の客観的な立場から捜査費の適正な執行を確保するため、警察本部各部に置かれている捜査費等指導担当官による捜査の内容に立ち入った捜査費の点検・指導を警察本部会計課による定期監査と連携して実施する。

(4) 実効性ある内部通報制度

1人の職員が上司に訴えたことにより今回の不正受給事案が発覚したが、それ以前の長期間にわたり、複数の職員が関与したにもかかわらず通報されなかったことは、内部通報制度が十分に機能していないと考えられるので、同制度の実効性を高める。

(5) 風通しのよい職場づくり

日頃から職員間のコミュニケーションの円滑化を図るとともに、不正な指示に対しては拒否できる職場風土の醸成に努める。特に、管理監督職にある者は、職員を指揮・監督する立場にあることから、その職責の重大さを十分に認識するとともに、職場の人間関係や部下職員の動向に関心を持ち、職場環境の向上に努める。

3 捜査費の適切な活用により捜査が充実することは、県民の安全・安心に資するものである。今回、不正受給事案が発生したが、捜査費の適正な執行を確保することによって、一日も早く県警に対する県民の信頼を回復されることを期待する。

別図 捜査費に係る手続の基本的な流れ



